

自治会規約の改正（評議員の免除）

自治会規約（改正案）	自治会規約（現規約）
第2章 役員	第2章 役員
第12条（ブロック及び当番）	第12条（ブロック及び当番）
<p>当会の区分を47区分し、それぞれに当番（評議員）を置く。なお会長、副会長、相談役、顧問選出のブロックには追加して当番（評議員）を置くことが出来る。</p> <p>2. 当番（評議員）の選出にあたり次の条件いずれかに当てはまる場合は、当番（評議員）を免除する。但し、世帯主だけでなく世帯を構成する成人が全員当てはまる場合である。</p> <p>（1）年度当初の4月1日現在で80歳以上である。</p> <p>（2）介護保険の要支援以上の認定を受けている。</p> <p>（3）健康上の理由で日常的な活動が困難である。</p>	<p>当会の区分を47区分し、それぞれに当番を置く。なお会長、副会長、部長、相談役、顧問選出のブロックには追加して当番を置くことが出来る。</p>
第6章 規約の変更及び解散	第6章 規約の変更及び解散
第32条（規約の変更）	第32条（規約の変更）
{ 現行の規約のままです。参考です。}	この規約は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得、かつ、横浜市港南区長の認可を受けなければ変更することは出来ない。